

別添資料

令和元年度余裕教室の指定等について

1 指定にあたって

小学校20校について、学校施設の現状把握と将来の活用予測（35人学級制や児童数の推計含め予測）を行う中で、以下3点について重点を置き、余裕教室の指定作業を行った。

- ① 今後学校教育を充実（特色ある学校づくり実施）していくために、通常の学級数以外にどの程度の学級数が必要であるか（例：総合的な学習、新学習、特別支援のための教室等）
- ② 学校教育以外に地域等へ開放していく場合に、管理区分が明確に分離できる場所であるか
- ③ 国庫補助金の返還等問題がないか

まず①については、現行の利用実態から勘案し、各学年につき1教室（6学年分として6教室）、更に全学年活用分として2教室の合計8教室程度を、学校教育充実分とした。なお学校の規模（児童数）により当該教室数の違いは、あるものとする。

次に将来の児童推計に上記の8教室程度を考慮してもなお余裕がある場合について、②の管理区分が分離できるかどうか検証した。毎年クラス配置は、同一学年による学級運営、障害児学級また特別教室との児童の動線、児童の安全対策上避難路への動線等々の観点から決定されている。それらを考慮し配置された教室の中から、学校施設内の管理諸室とシャッター等で区分し、外部から進入でき、かつトイレについても利用できる位置にある余裕教室について検討を行った。

なお、すでに地域等で活用している教室については7教室あるが、今回の指定からは除外している。

2 令和元年度余裕教室がある学校の指定

子どもの居場所づくり・地域の大人と子どもとの交流等取り組み拠点としての活用が可能な余裕教室がある学校として、次の2小学校を指定した。

- 弥生小学校の北校舎棟内1教室
- つつじが丘小学校の新校舎棟内1教室

3 放課後児童クラブ、スポーツクラブ 2 1、PTA会議室の取り扱い

優先順位の高いこれら教室の活用については、本ガイドライン策定以前に既に活用している学校もあることから、未だこれら用途に活用されていない学校について、今後余裕教室が発生しかつニーズが発生した場合は、優先的に活用を図ることとする。

(注) このガイドラインの大きな目的は、「地域と学校との良好な関係構築」と「地域の子どもたちが住民とともに安心して健やかに育つこと」を達成するための学校施設の統一的また公平な利用ルールづくりである。よって今後本ガイドラインの趣旨に添った中で、余裕教室の指定のない学校において、地域等が学校長と協議する中で行う、一時的施設利用を否定するものではなく、また指定のあった学校において段階的にガイドラインの取り扱いに向け施設活用を図ることを制限するものではない。